

参加希望者様

独立行政法人水資源機構分任契約職
揖斐川・長良川総合管理所長 荒川 敏之
(公印省略)

見積依頼書

- 1 件 名 船舶点検整備業務
2 業務場所 三重県桑名市長島町十日外面地内
三重県桑名市長島町西外面地内
3 履行期間 契約締結の翌日から令和8年3月27日まで
4 内容等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現場説明 実施しません
2 見積参加要件 当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者(物品製造等)の認定を受けていること。
3 見積書等
1)様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
2)提出方法 FAX又は電子メールで提出してください。(※提出先は、4)のとおりです。)なお、FAX又は電子メールに拵りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。
3)見積書 提出期限 令和8年2月2日 12:00 まで
4)提出先 独立行政法人水資源機構 挿斐川・長良川総合管理所 TEL 0594-42-5012
FAX 0594-42-5020 電子メール nyukei_ibinagasou@water.go.jp
5)質問書 提出期限 令和8年1月26日 12:00 まで
※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。
6)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年2月3日 12:00 までとします。
7)その他
①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額のうち課税対象額の110分の100に相当する金額に非課税相当額を加えた金額を見積書に記載してください。
②課税対象及び非課税対象金額が分かるよう、見積書に内訳を記載してください。
③見積書を出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
4 見積結果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
5 その他
1)契約金額は、見積書に記載された金額に、同金額のうち課税対象額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

令和8年1月21日

各事業者の営業担当各位

(独)水資源機構揖斐川・長良川総合管理所発注業務 見積依頼のご案内

独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所では、次の件名につきまして見積依頼を行っています。当見積に、ご参加される意思のある方は、当機構HPをご覧いただきたく、失礼ながらご連絡申し上げます。

件名	船舶点検整備業務	
業務場所	三重県桑名市長島町十日外面地内三重県桑名市長島町西外面地内	
履行期間	契約締結の翌日から令和8年3月27日まで	
見積参加要件	当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者(物品製造等)の認定を受けていますこと。	
主な発注内容	本業務は、長良川河口堰及び長良導水施設周辺の巡視や塵芥撤去作業に用いる作業船3隻の機能維持を目的として、点検・整備・船舶検査(中間検査)及び船舶検査証書書換代行を行うものである。	
見積書提出期限	令和8年2月2日	12:00
質問書提出期限	令和8年1月26日	12:00
	※仕様書等に対する質問がある場合、または物品購入の場合で同等品規格の確認を行う場合は質問書を提出していただくことになります。	
担当部署連絡先	電話番号	0594-42-5012
	FAX番号	0594-42-5020
	メールアドレス	nyukei_ibinagasou@water.go.jp
担当職員	経理課 里西 星哉	

◆オープンカウンタとは？

物品購入等の調達に係る見積合わせにおいて、当管理所が相手方を特定せず、案件を公開し、見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。

◆見積への参加方法

①揖斐川・長良川総合管理所HPに掲載した各発注案件に応じて、見積に参加意欲のある方は、見積依頼書に添付されている仕様書をご確認いただき、「見積依頼書等の交付受領書」を電子メールまたはFAXにて揖斐川・長良川総合管理所あて提出してください。

揖斐川・長良川総合管理所ホームページアドレス(URL)

<https://www.water.go.jp/chubu/nagara/>

より「オープンカウンタ方式による調達情報」をご覧ください。

③見積書を電子メール、FAX及び持参または郵送で当事務所あてご提出ください。

④仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

⑤契約の相手方として決定した方へのみ、電子メールにて契約決定の通知をお送りします。

船舶点検整備業務

仕様書

令和 8 年 1 月

独立行政法人水資源機構
揖斐川・長良川総合管理所

第1章 総則

第1節 総則

1－1 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所（以下「機構」という。）が施行する「船舶点検整備業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

1－2 業務の概要

本業務は、長良川河口堰及び長良導水施設周辺の巡視や塵芥撤去作業に用いる作業船3隻の機能維持を目的として、点検・整備・船舶検査（中間検査）及び船舶検査証書書換代行を行うものである。

1－3 業務場所

- ・三重県桑名市長島町十日外面地内
- ・三重県桑名市長島町西外面地内

1－4 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月27日まで

第2節 一般事項

2－1 履行範囲

本業務の履行範囲は、次のとおりとする。

当該船舶の積込み、運搬、荷下し等は、本業務に含むものとする。

設備名	履行範囲	数量
作業船（さつき）	点検・整備・調整・給油脂・船舶検査・船舶検査証書書換代行・試運転	1式
作業船（しらうお）	点検・整備・調整・給油脂・船舶検査・船舶検査証書書換代行・試運転	1式
作業船（ながら）	点検・整備・調整・給油脂・試運転	1式

2－2 提出書類

本業務における提出書類は、次のとおりとする。

- ・点検整備報告書（履行写真を含む） 1部

2－3 撤去部品等の処分

本業務に伴い発生する撤去部品等の発生品は、受注者の責任と費用負担において適切に処分するものとする。

2－4 設計変更

本業務の内容に変更が生じた場合は、発注者との協議に基づき設計変更並びに請負代金額を変更できるものとする。

2－5 疑義等

仕様書等について疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定するものとする。

2－6 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、本業務の履行に際して、暴力団等からのあらゆる不当介入（不当要求または業務妨害）に対し、

断固としてこれを拒否し、また不当介入を受けた場合は、速やかに担当者に報告するとともに警察に通報し、捜査上必要な協力をわなければならない。また監督員等とも連絡を密にとり、工程等被害が生じた場合は、協議するものとする。

第2章 点検・整備

第1節 船舶の主要仕様

本業務対象船舶の主要仕様は、次のとおりである。

船種・船名	汽船・さつき	汽船・しらうお	汽船・ながら
船舶番号	第 240-28252 号	第 240-48340 号	第 240-45709 号
船籍港又は定係港	三重県桑名市	三重県桑名市	三重県桑名市
総トン数	1.7 トン	5 トン未満	5 トン未満
船の長さ	6.27m	6.71m	4.59m
船の幅	2.21m	2.02m	1.60m
船の深さ	1.00m	0.76m	0.64
最大搭載人員	10 人	12 人	5 人
製造者名	ヤマハ発動機 (船体・船外機)	ヤマハ発動機 (船体・船外機)	ヤマハ発動機 (船体・船外機)
船体型式	EOL	EU4	ET9
船外機型式	F115BET	F50HET	6L2K
船外機出力	115ps	50ps	25ps

第2節 点検整備

2-1 点検時期

点検実施日は、自然条件、船舶運用状況等に影響されるため、担当者と調整の上で決定するものとする。

2-2 船舶同時作業制限

「さつき」「しらうお」の点検・整備及び船舶検査は1隻ずつ実施し、運用可能な船舶を機構に1隻以上係船するものとする。

2-3 全般

点検・整備は、船舶の機能維持、信頼性確保を目的として行うものであり、作業船の船体、船外機について実施するものである。

「さつき」「しらうお」の点検・整備時は、対象船舶を受注者の所有する艇庫へ搬入した後、台枠上に乗せた状態で実施するものとし、運搬（川路・海路・陸路）及び陸揚げ等は、受注者の費用負担及び責任において行うものとする。

なお、整備場所（受注者の所有する艇庫）は、川路または海路にて運搬可能な場所を想定しているが、陸路で運搬する場合は、揖斐川・長良川総合管理所が管理する船着き場の陸揚げ用スロープを使用してよいものとする（別紙2「陸揚げ用スロープ」参照）。

「ながら」の点検・整備については長良導水管理所内駐車場で実施するものとする。

2-4 点検作業

別紙1「点検表」に基づき年点検を実施するものとし、取替済み部品及び次回点検時取替推奨部品については、点検表に記載して報告するものとする。

なお、必要に応じて各船舶に適した点検表（項目）の追加修正等を行えるものとし、適切に作業を実施するものとする。また、点検に必要な器具、工具及び資材等は、すべて受注者の負担とする。

2-5 整備作業

(1) 本業務で整備する取替部品等は、次表のとおりとする。

なお、次表の規格は、同等以上のものであればメーカー・詳細仕様を制限するものではない。また、本業務で未使用または残存となった取替部品等については、予備品として納めるものとする。

なお、追加の補修箇所や部品交換が必要となる場合は、発注者と協議するものとする。

設備等	整備箇所	整備等内容	数量	備考
作業船 (さつき)	船外機	エンジンオイル交換	3.2L	SL 10W-30 相当品
		オイルフィルタ交換	1個	5GH-13440-71 相当品
		点火プラグ交換	4個	LKR6E 相当品
		ギヤオイル交換	0.76L	GL-4 相当品
	船体	ワイヤーゴム交換	1個	A00-68383-60 相当品
		船底塗装	6kg	加水分解型船底塗料 2回塗り(白色)
作業船 (しらうお)	船外機	エンジンオイル交換	2.1L	SL 10W-30 相当品
		オイルフィルタ交換	1個	5GH-13440-80 相当品
		点火プラグ交換	4本	DPR6EB-9 相当品
		ギヤオイル交換	0.43L	GL-4 相当品
		燃料タンク用縦型コック交換	1個	9410 相当品
	船体	船底塗装	6kg	加水分解型船底塗料 2回塗り(白色)
作業船 (ながら)	船外機	点火プラグ交換	1個	B7HS-10 相当品
		ギヤオイル交換	1個	GL-4 相当品
		ラバーハンドル交換	1個	6G1-42177-00 相当品
		エンジンストップスイッチキャップ交換	1個	689-8257Y-00 相当品

(2) エンジンオイル・オイルフィルタ等の取替にあたっては、水分や異物等が混入しないよう十分注意して作業を行うものとする。

(3) 整備には船外機各部のグリース給油脂及びバッテリー液の補充を含むものとし、バッテリー液は機構が支給するものとする。

(4) 現場発生品については、受注者の責任と費用負担において適正に処分するものとする。

2-6 備品納入

本業務において、次の備品を納入するものとする。なお、次表の規格は、同等以上のものであればメーカー・詳細仕様を制限するものではない。

品名	規格等	単位	数量	備考
救命胴衣格納場所・着用説明ステッカー		枚	1	
小型船舶用信号紅炎	SF-2	セット	1	しらうお用
ドレンキャップ	A00-62282-80	個	2	さつき用
ドレンパッキン	A00-62264-00	個	2	さつき用

2-7 試運転

船舶の点検・整備完了後、試運転を行い、担当者と共に運転状況を確認し、その結果を点検整備業務報告

書により報告するものとする。

なお、陸上で実施する場合は、必ず冷却水を循環させた状態とする。

第3節 中間検査及び船舶検査証書書換代行

作業船2隻については、期間内に代行で船舶検査(中間検査)を受検するものとする。なお、中間検査より前に船舶借入人の書換を行い、これらの申請等に関する書類の準備及び受検費用についても本業務内容に含むものとする。(船舶の検査時期及び執行の記録等は、別紙4「船舶検査証書、船舶検査手帳」を参照)。

以 上

点検表

実施日：令和 年 月 日（ ）

船舶名：

点検者名：

装置区分	点検整備		定期点検		臨時点検	定期整備 (○年整備)	摘要		
	点検項目	点検内容	月点検	年点検					
船体	本体	清掃状態	E		EC		E		水洗い含む
		変形・亀裂	E		E			E	
		損傷			E			EW	
	表示灯	清掃状態	E		EC			EC	
		作動状態	D		D			W	
	サーチライト	作動状態	D		D			D	
	ホーン	作動状態	D		D			D	
	ワイパー	作動状態	D		D			DX	
	消防設備	消化器	E		E		E	W	
	救命設備	浮輪	E		EC		E	EC	
		救命具	E		EC		E	EC	状態及び数量等
駆動部	その他法定備品等		数量・規格・有効期限			E		E	別表で整理
	エンジン	清掃状態	E		E		E	EW	
		漏水・漏油			E			E	
		作動状態	E		EA			ACXW	
		潤滑油量	E		X			X	規格・数量明示
		バッテリー	E		E			X	
		冷却水ポンプ	D		D			W	
		点火プラグ			X			X	規格・数量明示
		オイルエレメント			X			X	規格・数量明示
	各摺動部				L			L	
推進部	全體	外観	E		E		E	EW	
		清掃状態	E		EC		E		
		潤滑油	E		X				規格・数量明示
		プロペラ	E		E		E	AX	

点検整備項目									
X	取替	C	清掃	W	分解	E	目視	A	調整
M	測定	T	増締	H	触診	S	聴覚	D	動作確認
L	給脂								

レ	点検・異常なし
R	要交換・要修理
B	補修実施済
—	該当なし

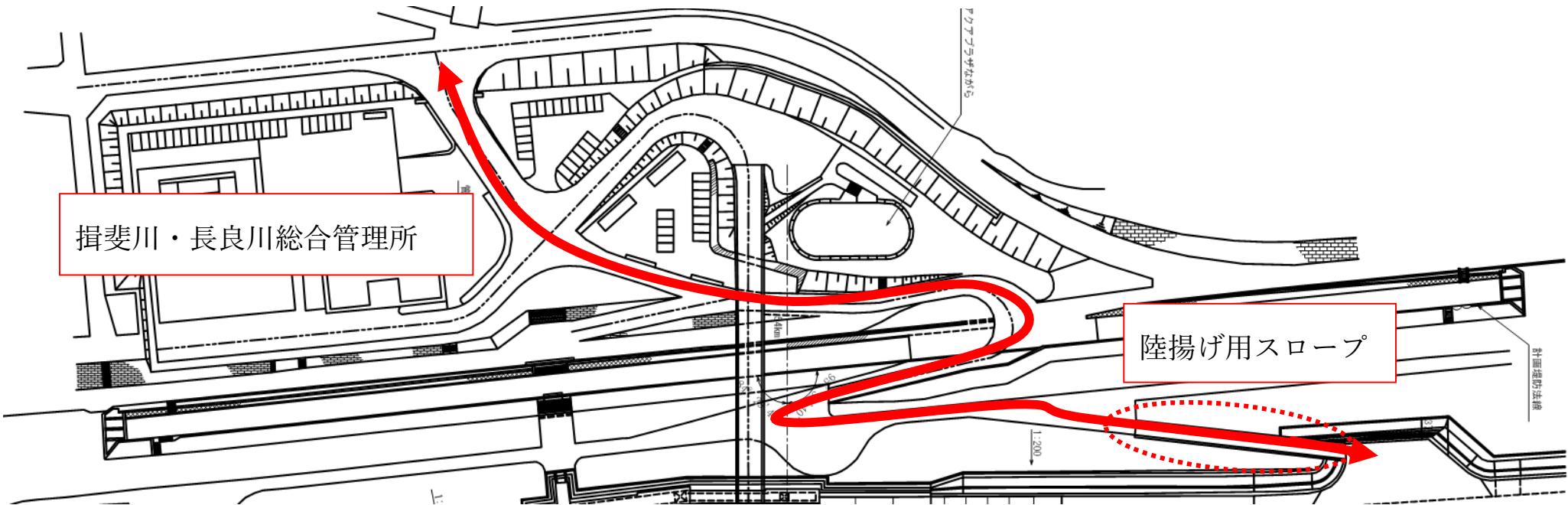
- ※ Eには、取り付いている計器の読みを含む。
- ※ 斜め文字は、管理運転時に点検を行うものとする。
- ※ Mは、原則として測定器を持ち込んで計測する。

特記事項

船舶管理担当者

陸揚げ用スロープ

別紙 2



●作業船さつき



●作業船しらうお



●作業船ながら



船舶検査証書

第2-1 67号

船種及び船名 汽船 ふつき	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号 第240-58252号	船籍港又は定係港 三重県桑名市
総トン数又は船舶の長さ 1.7トン (6.27メートル)	用途 作業船	船舶所有者 独立行政法人水資源機構 船舶借入人 独立行政法人水資源機構・長良川河口堰管理所
航行区域又は從業制限 国際航海に従事する船舶にあってはその旨	沿海区域 ただし、静岡県菊川口左岸突端から180度に引いた線と、愛知県伊良湖岬を経て、三重県三木崎灯台から135度に引いた線の間における本州の海岸から20海里以内の水域及び船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。	
最大と最小載員 旅客 船員 その他乗船者 計	旅客	0人
	船員	1人
	その他乗船者	9人
	計	10人
制限汽圧		
その他の航行上の条件		
有効期間	令和3年2月21日まで	

船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。

令和3年1月30日(名古屋)

日本小型船舶検査機構



更 新

船舶検査済票の番号 第240-58252号

船 舶 檢 查 手 帳

令和 5年 1月 30 日 交付

日本小型船舶検査機構



船 体	船 質	YRP	検査済票の番号	第240-58252号	
	主 要 目	長さ(LA)	6.27 m	船の長さ(L)	6.27 m
		幅(BB)	2.25 m	船 の 幅(B)	2.25 m
		深さ(DR)	1.00 m	船の深さ(D)	1.00 m
		全 長	7m以上±2m未満	総トン数	1.7 t
	製 造 者 名	ヤマハ発動機(株)			
機 関	製造者型式	EOL	製 造 者 号	0250003	
	予備検査番号	93-0510026	船体識別番号	JP-YAK08900A505	
	機関の種類	外板機	製 造 者 名	ヤマハ発動機(株)	
機 関	製造者型式	6E-X	製 造 番 号	1049943	
	予備検査番号		主 机		
	連続最大出力	84.00 kW	145.00 PS	連続最大回転数	3300 rpm
機 関	機関の種類		製 造 者 名		
	製造者型式		製 造 番 号		
	予備検査番号		主 机		
機 関	連続最大出力	KW	PS	連続最大回転数	rpm
	機関の種類		製 造 者 名		
	製造者型式		製 造 番 号		
軸 系	予備検査番号		ス		
	連続最大出力	KW	PS	連続最大回転数	rpm
	ブレーカー軸	材料 径	mm		
軸 系	中間軸	材料 径	mm		

(1) 検査の時期及びその執行の記録

検査の時期	検査の種類	記事	検査執行年月日 及び事務所
令和 4年11月21日から 令和 5年 2月21日まで	第4回 定期検査		令和 5年 1月30日 名古屋支部 
令和 7年11月21日から 令和 8年 5月21日まで	第一種 中間検査		

(2) 無線電信等の施設の免除に関する記事

船舶情報

- ◆ 第1回定期検査 平成17年 2月22日 新造 進水年月 平成17年 2月
- ◆ 施行規則第19条第2項第4号の取替え時に臨時検査を受けることを要しない船外機として、次のものを指定する。
 - (イ) 機関番号1049943の船外機
 - (ロ) 連続最大出力73.55kw (100.0PS) 以上で84.60kw (115.0PS) 以下 (質量250.0kg以下) の船外機であって、予備検査又は検定の合格月 (合格月が表示されていないものにあっては、機構が確認した合格月) から3年6月を超えない期間において使用されるものに限る。
- ◆ 航海用レーダー反射器適用船舶。

船舶検査証書

第2—107号

船種及び船名	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	船籍港又は定係港
汽船 らうお	第240-48340号	重慶桑名市
総トン数又は船舶の長さ	用 途	船舶所持者
5トナ未満 (6.71メートル)	作業船	独立行政法人水資源機構 船舶借入人 独立行政法人水資源機構 長良川河口堰管理所
航行区域 又は従業制限	<p>沿海区域</p> <p>ただし、北緯34度41分12秒東経137度29分49秒の地点から180度に引いた線と、愛知県伊良湖岬を経て、重慶赤石灘から13度に引いた線の間における本州の海岸から10海里以内の水域及び船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。</p>	
最大 どう 載 人員	旅客	0人
	船員	1人
	その他の乗船者	11人
	計	12人
制限気圧		
その他航行上の条件		
有効期間	令和11年3月28日まで	

船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。

令和5年2月6日(名古屋)

日本小型船舶検査機構



件名

登録済み

	船質	F R P	検査済票の番号	第240-48340号
船 体	主 要 目	長さ(L)	6.71 m	船の長さ(L)
		幅(B)	2.02 m	船の幅(B)
		深さ(DR)	0.76 m	船の深さ(D)
		全 長	7.5m以上(上り未満)	総トン数
	製造者名	ヤマハ発動機(株)		
	製造者型式	E11A	製造番号	0500121
	予備検査番号	20-920126	船体識別番号	JP-ML1T6129320B
機 関	機関の種類	船外機	製造者名	ヤマハ発動機(株)
	製造者型式	6C1	製造番号	1654540
	予備検査番号		主 機	
	連続最大出力	36.80 kW 50.0 PS	連続最大回転数	6000 rpm
軸 系	機関の種類		製造者名	
	製造者型式		製造番号	
	予備検査番号		主 機	
	連続最大出力	10 kW 13.6 PS	連続最大回転数	rpm
	材料			
	プロペラ軸	材料 径 mm		
	中間軸	材料 径 mm		
	法第4条の無線装置等	不要		

更新

船舶検査済票の番号 第240-48340号

船舶検査手帳

令和5年2月6日交付

日本小型船舶検査機構



(1) 検査の時期及びその執行の記録

検査の時期	検査の種類	記事	検査執行年月日 及び事務所
令和 4年12月28日から 令和 5年 3月28日まで	第5回 定期検査		令和 5年 2月 6日 名古屋支部 
令和 7年12月28日から 令和 8年 6月28日まで	第一種 中間検査		

(2) 無線電信等の施設の免除に関する記事

船舶情報

- ◆ 第1回定期検査 平成11年 3月29日 新造 進水年月 平成11年 3月
- ◆ 航海用レーダー反射器適用
- ◆ 施行規則第19条第2項第4号の取替え時に臨時検査を受けることを要しない船外機として、次のものを指定する。
 - (イ) 機関番号1054540の船外機
 - (ロ) 連続最大出力19.40kw (26.4PS) 以上で66.20kw (90.0PS) 以下 (質量140.0kg以下) の船外機であって、予備検査又は検定の合格月（合格月が表示されていないものにあっては、機構が確認した合格月）から3年6月を超えない期間において使用されるものに限る。

船舶検査証書

第2-31号(書換)

船種及び船名 汽船 ながら	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号 第240-45709号	船籍港又は定係港 三重県桑名市
総トン数又は船舶の長さ 5トン未満 (4.59メートル)	用途 作業船	船舶所有者 独立行政法人水資源機構 船舶借入人 独立行政法人水資源機構 捩斐川 ・長良川総合管理所
航行区域又は従業制限 <small>(国際航海に従事する船舶にあってはその旨)</small>	沿海区域 ただし、静岡県天竜川口左岸突端から180度に引いた線と、愛知県伊良湖岬を経て、三重県目戸鼻から135度に引いた線の間における本州の海岸から15海里以内の水域及び船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。	
最大とう載人員	旅客 船員 その他の乗船者 計	0人 1人 4人 5人
制限汽圧		
その他の航行上の条件	日没から日出までの間の航行を禁止する。	
有効期間	令和10年 3月16日 まで	

船舶安全法第9条第1項の規定により交付する。

令和7年 6月16日 (鳥羽)

日本小型船舶検査機構



更新

船舶検査済票の番号 第240-45709号

船舶検査手帳

令和7年6月16日交付



日本小型船舶検査機構

件名

登録済み

船質	F R P	検査済票の番号	第240-45709号	
主要目 船体	長さ(LR)	4.59 m	船の長さ(L)	m
	幅(BR)	1.60 m	船の幅(B)	m
	深さ(DR)	0.64 m	船の深さ(D)	m
	全長	7m未満	総トン数	t
製造者名	ヤマハ発動機(株)			
製造者型式	E T 9	製造番号	02000935	
予備検査番号	93-9810095	船体識別番号	J P - M L 1 T 0 1 4 5 0 0 8 B	
機関の種類	船外機	製造者名	ヤマハ発動機(株)	
製造者型式	6 L 2 K	製造番号	100811	
予備検査番号	42-H01/08	主機		
連続最大出力	18.30 KW	25.0 PS	連続最大回転数	5500 rpm
機関の種類	製造者名			
製造者型式		製造番号		
予備検査番号		主機		
連続最大出力	KW	PS	連続最大回転数	rpm
機関の種類	製造者名			
製造者型式		製造番号		
予備検査番号		スペア		
連続最大出力	KW	PS	連続最大回転数	rpm
軸系 プロペラ軸	材料			
	径	mm		
中間軸	材料			
	径	mm		
法第4条の無線電信等	不要			

(1) 検査の時期及びその執行の記録

検査の時期	検査の種類	記事	検査執行年月日 及び事務所
令和 3年12月16日から 令和 4年 3月16日まで	第5回 定期検査		令和 4年 1月18日 鳥羽支部
令和 6年12月16日から 令和 7年 6月16日まで	第一種 中間検査		令和 7年 6月16日 鳥羽支部
令和 9年12月16日から 令和10年 3月16日まで	第6回 定期検査		

(2) 無線電信等の施設の免除に関する記事

船舶情報

- ◆ 第1回定期検査 平成10年 3月17日 新造 進水年月 平成10年 3月
- ◆ 施行規則第19条第2項第4号の取替え時に臨時検査を受けることを要しない船外機として、次のものを指定する。
 - (イ) 機関番号100811の船外機
 - (ロ) 連続最大出力10.20kw (13.9PS) 以上で22.10kw (30.0PS) 以下 (質量57.0kg以下) の船外機であって、予備検査又は検定の合格月（合格月が表示されていないものにあっては、機構が確認した合格月）から3年6月を超えない期間において使用されるものに限る。

見積依頼書等の交付受領書

宛 先	独立行政法人水資源機構 掛斐川・長良川総合管理所 経理課 里西 星哉						
	電話番号	0594-42-5012	FAX番号	0594-42-5020			
	メール アドレス	nyukei_ibinagasou@water.go.jp					
発信者 (※必須)	(住所)						
	(会社名)						
	(担当者名)						
	電話番号		FAX番号				
	メール アドレス						
以下の件名について、見積依頼書等を受領しました。							
○見積依頼件名 船舶点検整備業務							
○くじ用数値 くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。							
<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>							
○見積辞退について 見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。							
○同方式の承諾 「掛斐川・長良川総合管理所におけるオープンカウンタ試行実施説明書」の内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。							
<input type="checkbox"/> 「掛斐川・長良川総合管理所におけるオープンカウンタ試行実施説明書」に承諾する							

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

- 例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123+4=127$
□□工業	¥600,000-		999	
△△組	¥500,000-	1	4	$127 \div 2\text{者}=63 \text{ 余り } 1$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
 △△組 が契約の相手方となる。

- 例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123+4+1=128$
□□工業	¥600,000-		999	
△△組	¥500,000-	1	4	$128 \div 3\text{者}=42 \text{ 余り } 2$
◎◎工業	¥500,000-	2	1	

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
 ◎◎工業 が契約の相手方となる。